

食品安全委員会（第788回会合）議事概要

日 時:令和2年9月1日(火) 14:00~15:30

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:佐藤委員長ほか6名出席

動画配信:報道1名、行政機関0名、一般5名

(1) 農薬第五専門調査会における審議結果について

- ・「カスガマイシン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の吉田(緑)委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬第五専門調査会に依頼することとなった。

(2) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・「グレプトフェロン及びトルトラズリルを有効成分とする豚の注射剤(バイコックス アイアン注射液)」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の吉田(緑)委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

(3) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・「CF307株を利用して生産されたキシラナーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の川西委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「チオキサザフェン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件については、農薬第二専門調査会におけるものと同じ結論、「チオキサザフェンの許容一日摂取量(ADI)を0.05 mg/kg体重/日、急性参照用量(ARfD)を0.5 mg/kg体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・農薬「１－メチルシクロプロペン」、「プロクロラズ」及び「エタボキサム」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件については、農薬第三専門調査会におけるものと同じ結論、
「１－メチルシクロプロペンの経口暴露による厳密な意味での許容一日摂取量及び急性参照用量を求めることはできないと考えた。しかしながら、作物残留試験の結果、１－メチルシクロプロペンの残留量は極微量であり、農薬登録申請における使用方法で適切に使用される限りにおいては食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は極めて低いと考えた。」

「プロクロラズの許容一日摂取量（ADI）を0.04 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を1.6 mg/kg体重と設定する。」

「エタボキサムの許容一日摂取量（ADI）を0.05 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.75 mg/kg体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・農薬「フェンブコナゾール」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬第四専門調査会におけるものと同じ結論、

「フェンブコナゾールの許容一日摂取量（ADI）を0.03 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.3 mg/kg体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・動物用医薬品「ジクロロイソシアヌル酸」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件については、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、
「ジクロロイソシアヌル酸の許容一日摂取量（ADI）をイソシアヌル酸として 0.86 mg/kg 体重/日と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・動物用医薬品「トルトラズリル」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、動物用医

薬品専門調査会におけるものと同じ結論、
「トルトラズリルの許容一日摂取量（ADI）0.01 mg/kg 体重/日と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

- ・飼料添加物「*Bacillus licheniformis* JPBL001株が産生するアルカリ性プロテアーゼを原体とする飼料添加物」に係る食品健康影響評価について

→担当の山本委員及び事務局から説明

本件について、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「*Bacillus licheniformis* JPBL001株が産生するアルカリ性プロテアーゼを原体とする飼料添加物が、適切に使用されている限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

- ・特定保健用食品「トク牛サラシアプレミアム」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、新開発食品専門調査会におけるものと同じ結論、

「トク牛サラシアプレミアムについては、提出された資料に基づく限りにおいて安全性に問題はないと判断した。また、本食品は血糖値に影響するとされている食品であることから、「特定保健用食品個別製品ごとの安全性評価等の考え方について」（平成19年5月10日付け食品安全委員会決定）の2の（2）に規定する対応方針に基づく対応が必要であり、事業者は、健康被害情報の収集・情報提供に努めるとともに、治療を受けている者等が摂取する際には、医師等に相談することの注意喚起表示を行うことが必要である。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。

（５）食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（令和３年度）（案）について

→担当の山本委員及び事務局から説明

本件については、案のとおり決定することとなった。